工業用水道におけるPPP/PFI導入検討のための実施プロセス＆チェックリスト

簡易な検討編

チェックリスト１

作業のフェーズ	導入検討の手順	検討のプロセス	作業チェックリスト
検討開始 ～ 簡易な検討（半年程度が必要）	作業量の目安　少ない ～ 多い		作業が完了したらチェック☑を入れてみましょう。
	第１部２　課題の整理 p.7～	● 当該工業用水道事業においてこの先10年間のうちに該当するようになる（もしくはすでに該当している）課題を明確にし、これらの課題が具体的にはどんな状態にあるかを客観的なデータを使って明らかにする。(p.7)	☐ この先10年間のうちに該当するようになる項目（もしくはすでに該当している項目）を確認する。（該当する項目にチェックを入れる） ☐ 更新需要の増大　☐ 企業債残高の増加　☐ 耐震性の不備 ☐ 施設能力が過大　☐ 職員数の不足 ☐ 料金収入の減少　☐ 施設・管路の老朽化
	第１部３　検討の開始時期 p.8～	● 検討開始の時期（p.8～）を参考に、施設の整備や運営等の方針検討や見直しを行う時に、検討を行うことが望ましい。	☐ 手引書に例示された検討開始時期を参考に、適切な検討開始時期を設定する。
	第１部４　検討の対象とする事業 p.9～	● これからPPP/PFIを導入しようとする事業がPPP/PFI検討対象事業の基準（p.9）に合っているかを確認する。	☐ 事業が以下の１）、２）、３）のどれかに当てはまることを確認する。 １）事業費の総額が10億円以上の工業用水道施設整備等事業である。 ２）単年度の事業費が1億円以上の工業用水道施設整備等事業である。 ３）工業用水道事業整備等事業の特殊性により上記の基準によりがたい特別の事情がある。
	第１部５　適切なPPP/PFI手法の選択 p.13～	● 「課題の整理」で☑をつけた項目（問題点）に着目し、PPP/PFI手法によって期待される導入効果を明確にするとともに、施設の建設改良を伴うかなど各種条件を考慮して適切な手法を選択する。 ● 各種条件から手法を選択する際にはPPP/PFI手法選択のフロー図(p.17)を参照することもできる。 ● 各PPP/PFI手法の特徴については表1-4、表1-5、図1-3などを(p.13～16)を参考にする。	☐「課題の整理」で洗い出した問題点に対応し、PPP/PFI手法によって期待される導入効果があることを確認する。 ☐施設の建設改良を伴うか、民間資金を活用するか、など各種条件に適合した手法を選択する。 簡易検討の開始までにすること ☐部局内でPPP/PFIの導入について検討を開始することについて合意形成を行う。(p.19) ☐簡易な検討を事業者自身で実施するか、外部委託するのかを決める。(p.19)
1～1.5年が必要	**第２部　PPP/PFI手法導入の可能性検討手順（簡易な検討）** p.24～	● 本格的なPPP/PFI導入検討に入る前に事業の基礎的な情報を整理し将来の更新事業や財政見通しの情報をもとにPPP/PFI手法の適否を判断するために、簡易な検討（導入可能性調査）を実施する。 ● ここでは１）事業概要の整理、２）現状及び課題の整理、３）PPP/PFI手法導入の簡易な検討を行う。	☐ 簡易な検討の調査内容が必要な項目(p.24、及び以下）を網羅しているかを確認する。 １）事業概要の整理：事業概要の整理とPPP/PFI導入目的の明確化、事業の基本情報 ２）現状及び課題の整理：組織体制の整理、水需要の整理、更新需要の整理、等 ３）PPP/PFI手法導入：簡易VMFの検討、PPP/PFI手法の評価
		● 簡易な検討が終わると、導入することが有利もしくは不利の判断される。(p.48～) ● 判断において簡易VFMは重視されるが、事業の現状・課題の性質や、今後詳細な検討を実施した場合の事業の実現可能性も考慮の対象となる（簡易な検討の評価の示し方は手引書の表2-15に事例を示す）。 ● 評価の結果、PPP/PFI方式の導入が有利と判断された場合は詳細な検討に進み、不利と判断された場合は調査はここで終わりとなる。(p.48)	☐PPP/PFI手法導入によって課題を解決できる。 ☐簡易VFMの試算結果からプラスの効果が見込める。 → ・当てはまるものがない場合は、導入検討は見送りとしましょう。（検討の終了、結果の公表） ・PPP/PFI手法以外での課題の解決策を検討してみましょう。
詳細な検討（半年～1年が必要）		● 選択した手法での簡易な検討の結果、有利または不利の判断がつかなかった場合や、当初の想定と大きく異なる評価結果となった場合は、「適切なPPP/PFI選択の手法」に戻り、別の手法を再検討し、簡易な検討を再度実施する。	☐詳細な検討を依頼する外部コンサルタントを決定する。 ☐詳細な検討の調査内容が必要な項目(PFI：p.53～66, コンセッション：p.90～128, 包括委託：p151～153、及び以下)を網羅しているかを確認する。 １）事業概要と業務範囲の整理 ２）事業スキームの検討 ３）リスクの抽出および分担 ４）民間事業者の意向調査 ５）PPP/PFI手法導入にあたっての課題整理　等
	第３部 PPP/PFI手法別手続き 詳細な検討（該当ページは「検討のプロセス」を参照）	● 各種条件を設定した上で総合的にPPP/PFI手法導入の適否を評価するため、詳細な検討（導入可能性調査）を実施する。 ＰＦＩ……p.53-66 コンセッション…p.90-128 包括委託…… p.151-153	詳細な検討の結果 ☐VFMがあり、民間企業にも収益性を見出せることを確認する。 ☐PPP/PFI導入に関心をよせる企業があることを確認する。 ☐今後の実施方針、スケジュールの策定を行う。

詳細な検討に続く手続きは、手法別のチェックリストを参照　PFI編　コンセッション編　包括的民間委託編

ページ番号は『工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（令和3年7月）』におけるページを指す。

©経済産業省, 2021

工業用水道におけるPPP/PFI導入検討のための実施プロセス＆チェックリスト

ＰＦＩ編

チェックリスト２

作業のフェーズ	導入検討の手順	検討のプロセス	作業チェックリスト
事業化手続き（1.5～2.5年程度が必要）	作業量の目安　少ない　多い		作業が完了したらチェック☑を入れてみましょう。
	1.3.1 事業者調査におけるアドバイザーの選定 p. 66～	● 事業実施手続きでは専門的な知識が要求されるため、必要に応じて専門家とアドバイザリー契約を結び、調査を行うこととなる。	☐ 総合アドバイザーを選定する。 ☐ ファイナンシャル（金融）アドバイザーを選定する。 ☐ リーガル（法務）アドバイザー（弁護士等）を選定する。 ☐ テクニカル（技術）アドバイザーを選定する。
	1.3.2 審査委員会 p. 67 ～	● PFI 事業の各検討段階では、専門的な視点からの評価が有効であり、そのために審査委員会を設置する。	☐ 審査委員会の要綱を設定する。 ☐ 審査委員会の設置には事前公表の必要等いくつかの留意点がある(p.67～68)。これらの留意点を検討の上、審査委員会を設置する。
	1.3.3 要求水準書 p. 68～	● 要求水準書とは、その事業において必要な機能・役割を確保するため、有すべき性能や能力の水準を明記したものであるが、事業実施にはこれを作成し、公表する必要がある。 ● 要求水準書の公表は、できるだけ早い時期に行うことが望ましい。	☐ 要求水準書（案）を作成し、実施方針と併せて公表する。
	1.3.4 実施方針の策定・公表 p. 70～	● 公共施設等の管理者は実施方針を定め公表しなければならない。そこで管理者は事業の実施方針を策定し、公表する。 ● 公表後は民間事業者の意見を広く受付け、必要に応じて公募書類へ反映するなどを行うとともに、意見や質問に対処し、事業の内容について民間事業者と情報共有を高める。	☐ PFI 法第5 条に基づき、実施方針の策定し、公表する。 ☐ 実施方針等公表後は一定期間、民間事業者から質問や意見を受け付ける。質問には回答し公表する。 ☐ 民間事業者からの意見・提案を踏まえて実施方針の変更が必要な場合は変更を行う。
	1.3.5 特定事業の選定と経済性の評価（VFM） p. 73～	● 実施方針に対する民間事業者からの意見・提案を踏まえて実施方針の変更が必要な場合は変更を行い、改定後の実施方針を基に、PFI 事業の導入によって VFM が見込めると判断する場合には、当該事業を特定事業として選定し、公表する。	☐ 改定後の実施方針をもとに、可能性調査の段階よりも精度を上げてVFMの算出を行う。 ☐ VFMを見込めると判断する場合には当該事業を特定事業として選定し、公表する。 ☐ VFM評価に表れない事業の定性的な特徴(p.73)やリスク調整について評価を行う。
	1.3.6 民間事業者の募集から決定まで p. 74～	● 事業者の選定方式を定めて、募集を行い、事業者を選定する。 ● 事業者の選定方式の決定は、提案の価格のみならず、維持管理又は運営の水準、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する。	☐ 事業者選定方式（公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札）を決定する。 ☐ 応募者の参加資格を決定する。 ☐ 民間事業者からの提案についての審査を行うための基準や選定過程を定める。 ☐ 公募書類（入札説明書等）の作成を行う。 ☐ 定めた審査基準および選定過程に従い、民間事業者を決定する。 ☐ 事業者の決定および評価内容について公表する。
	1.3.7 契約 p. 78～	● 基本協定書（案）、事業契約書（案）について、民間事業者と交渉を行い、契約内容を確定する。 ● 契約の内容には含むべき事項や留意点が多数あるので、ガイドラインや手引書に記載の事項を参考に、契約書を作成する。 ● 民間事業者（コンソーシアム）と基本協定を締結し、設立されたSPCと事業契約を締結する。	☐ 契約の内容としてp.78～81に示す13の事項について十分に検討が行われたかを確認し、契約書を作成する。 ☐ 民間事業者（コンソーシアム）と基本協定を締結する。 ☐ 民間事業者が設立するSPCと事業契約を締結し、公表する。
事業の実施	1.3.8 事業の実施（モニタリング） p. 81～	● 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成30 年、内閣府）やPFI 実施事業者によるサービスの履行が、契約に従い適性かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかを確認するために、事業の監視（モニタリング）を実施する。	☐ モニタリング方法と項目を決定する。 ☐ モニタリング（日常、定期、随時）を実施する。 ☐ モニタリング結果に基づいて事業実施状況の評価を行う。 ☐ モニタリング結果を公表する。
	1.3.9 事業の終了 p. 85～	● 事業の終了に先立ち、終了の手続き方法、提出を求めるべき書類、資産の取り扱いについて取り決めを行う。 ● 事業の事後評価は事業期間終了の3年前程度に取りまとめる。	☐ 事業期間満了に先立って、事業終了の手続きについて事業者と協議をする。 ☐ 契約終了時に提出を求める書類や資産の取り扱いについて事前に規定を定める。 ☐ 事業終了後にサービスが停滞しないよう引継等の準備をする。 ☐ 事業の事後評価を事業期間終了に先立って取りまとめる

ページ番号は『工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（令和3年7月）』におけるページを指す。

©経済産業省, 2021

工業用水道におけるPPP/PFI導入検討のための実施プロセス＆チェックリスト

コンセッション編

チェックリスト３

作業のフェーズ	導入検討の手順	検討のプロセス	作業チェックリスト
デューディリジェンスとマーケットサウンディング調査（2～3年程度が必要）	作業量の目安　少ない　多い	DD:デューディリジェンス	作業が完了したらチェック☑を入れてみましょう。
	2.3 デューディリジェンスとマーケットサウンディング調査 p.129～		
	2.3.1 資産デューディリジェンス p.130～	● 資産DDでは、固定資産台帳や関連資料（修繕履歴等）の収集整理、現場へのヒアリング、現物確認を通じて、運営権設定対象となる資産の現況を把握し、運営権対象資産や運営権者に対する売却予定物品等を区分・リスト化する。	資産DDの成果物として、以下を作成する。 ☐ 運営権設定対象資産リスト　☐ 更新計画　☐ その他（売却予定物品リスト等）
	2.3.2 財務デューディリジェンス p.132～	● 財務DDでは、地方公営企業としての財務諸表を分析・精査した上で現行体制の運営が継続した場合の将来キャッシュ・フローを算定する。	財務DDの成果物として、以下を作成する。 ☐ 将来キャッシュ・フロー　☐ 料金水準の検証資料　☐ 経営分析の資料
	2.3.3 法務デューディリジェンス p.133～	● 法務資産DDでは、工業用水道事業を実施するにあたって、地方公共団体が関係各主体と締結、取り決めを行っている各種条件等を精査し、運営権者が継承すべき契約等の整理を行うとともに、事業スキームやリスク分担を検討するために必要となる基礎的条件等を確認する。	法務DDの成果物として、以下を作成・準備する。 ☐ 契約、協定、許認可関係の書類（収集可能な場合、その原本）を準備する。 ☐ 契約、協定、許認可関係の書類に関して各々の概要、運営権者に継承すべき契約であるかどうかの判断、その判断理由が記載された一覧表を作成する。
	2.3.4 その他デューディリジェンス p.136～	● 資産DD、財務DD、法務DDで取り扱わなかったその他コンセッション事業実施に必要となる情報の調査・整理を行うとともに、すべてのDDの結果を基に、事業スキーム及びVFMの精査を行い、今後の検討事項やスケジュールを検討する。	☐ 資産、財務、法務以外に、表3-28(p.136)を参考に、民間事業者のコンセッション事業参画可否判断に必要となる情報を収集・整理する。 ☐ 表3-29(p.137)を参考に、事業概要書を作成する。 ☐ より精緻化した事業条件でVFMを算出する。
	2.3.5 マーケットサウンディング調査 p.138～	● マーケットサウンディング調査は、検討状況を民間事業者に説明し、当該コンセッション事業に対する理解促進を図るとともに、コンセッション方式で行う当該事業に対する意見や課題等を聴取することで、事業条件等の精緻化の参考とするために行う。	☐ 表3-30(p.138)を参考にマーケットサウンディング調査の調査票を作成し、意見聴取を行う。 ☐ 得られた意見を参考に、インフォメーションパッケージを作成し、情報を開示する。
事業化手続き	2.4.1 PFI法上の手続き p.140～		
	(1) 実施方針条例の制定 p.140～	● 実施方針に関する条例を定める。	☐ 実施方針に関する条例を定める。 ☐ 条例にはPFI法第18条で指定された事項を含んでいるかを確認する。
	(2) 実施方針の制定 p.141～	● 公共施設等の管理者として実施方針を定め公表する。 ● 民間事業者の意見を広く受付け、必要に応じて募集要項等へ反映することなどを行うとともに、意見や質問に対処し、事業の内容について民間事業者と情報共有を高める。	☐ 実施方針にPFI法第5条及び第17条に挙げる事項を含んでいるか確認し、公表する。 ☐ 公表した実施方針について、民間事業者の意見を広く受け付ける。 ☐ 民間事業者からの意見や質問等に回答し、実施方針等に反映させる。
	(3) 特定事業の選定 p.143～	● 公共施設等の管理者等は、特定事業を選定することが可能である。	☐ VFMの評価を行う。　☐ 当該事業を特定事業として選定し、公表する。
	(4) 事業者選定手続 p.144～	● 特定事業を実施する民間事業者を、公募の方法等によって選定する。 ● 一次審査（資格審査）を実施する。 ● 競争的対話を実施したのち、二次審査（提案審査）を実施する。 ● 優先交渉権者を選定し、基本協定を締結する。	☐ 公募書類を作成し、公表する。 ☐ 公募書類に関する質問・意見を受け付け、回答を公表する。 ☐ 一次審査書類を受け付け、応募者に結果を回答する。 ☐ 競争的対話で当該事業に対する官民双方の理解を深める。 ☐ 提案書類に基づき、優先交渉権者を設定する。
	(5) 運営権設定の議会の議決と運営権設定・公表 p.145 ～	● 議会の議決を経て、公共施設等運営権を設定し、公表する。	☐ 公共施設等の管理者等は議会の議決を得る。 ☐ 運営権を設定する場合、PFI法第19条に指定のある事項を実施する。
	(6) 実施契約締結・公表 p.146 ～	● 公共施設等運営事業を開始する前に契約を締結し、公表する。	☐ PFI法第22条に基づき、公共施設等運営事業を開始する前に契約を締結し、公表する。 ☐ 契約にはPFI法第22条で指定された内容が含まれているかを確認する。
	(7) 運営権登録 p.147	● 運営権には不動産登記と同様に登録制度が設けられているので、この登録を行う。	☐ 運営権を登録する。
	(8) 利用料金の届け出 p.147	● 運営権者は実施方針に従い利用料金を定め、公共施設等の管理者等に届け出る。	☐ 利用料金を定める。　☐ 利用料金を公共施設等の管理者等に届け出る。
	2.4.2 工業用水道事業法上の手続き p.148～	● 運営権者が工業用水道事業者になる場合、事業休止の届出、事業許可申請、供給規定認可申請、給水開始前届出を行う。 ● 地方公共団体が工業用水道事業者の場合、供給規定変更届、給水開始前届出を行う。	☐ 事業休止の届出　☐ 事業許可申請　☐ 供給規定認可申請（変更届）　☐ 給水開始前届出
事業の実施	(9) 事業開始 p.147～	● 運営権者は指定された期間内に事業を開始し、事業開始の届け出を行う。	☐ 指定された期間内に事業を開始する。　☐ 事業開始の届け出を行う。 ☐ モニタリングを実施する。
	(10) 事業の終了 p.148	● 事業期間満了時の対応ならびに事業途中での契約解除を想定し対応策を想定しておく。	☐ 事業終了の手続きについて協議をする。　☐ 事業終了後のための引継等の準備をする。

ページ番号は『工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（令和3年７月）』におけるページを指す。

©経済産業省, 2021

工業用水道におけるPPP/PFI導入検討のための実施プロセス＆チェックリスト

包括委託編

チェックリスト４

作業のフェーズ	導入検討の手順	検討のプロセス	作業チェックリスト
事業化手続き（1年程度が必要）	作業量の目安　少ない　多い		作業が完了したらチェック☑を入れてみましょう。
	3.3.1 事業化調査 p. 154～	● 詳細な検討までのプロセスで検討を行ってきた以下の内容(p.151～153)に基づいて、これを実際の事業として実施していくための調査や準備を行う。） (1) 事業概要と施設状況等の整理 (2) 維持管理状況の整理 (3) 業務量の分析 (4) 委託範囲の検討 (5) 基本条件の設定 (6) 民間事業者の意向調査 (7) 費用削減効果等の分析 (8) 包括委託導入にあたっての課題整理	☐ 事業者選定方式を検討する。 ☐ 参加資格を検討する。 ☐ 公募書類の内容を検討する。 ☐ 受託者選定審査委員会を設置する。 ☐ 提案評価基準を検討する。
	3.3.2 民間事業者の募集から決定まで p. 156	● 事業化調査において検討した事業者選定手法により民間事業者の募集及び選定を行い、受注者を決定する。 ● 事業者の選定方式の決定は、提案の価格のみならず、維持管理又は運営の水準、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する。	☐ 事業者選定方式（公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札）を決定する。 ☐ 応募者の参加資格を決定する。 ☐ 民間事業者からの提案についての審査を行うための基準や選定過程を定める。 ☐ 公募書類（入札説明書等）の作成を行う。 ☐ 定めた審査基準および選定過程に従い、民間事業者を決定する。 ☐ 事業者の決定および評価内容について公表する。
	3.3.3 契約 p. 156	● 契約書を作成し、契約を締結する。	☐ 契約書作成において「契約に関するガイドライン」（内閣府）等を参考にする。 ☐ 契約の内容が工業用水道事業者と民間事業者が共同して事業実施できる内容となっているかを確認する。 ☐ 契約書に履行期間終了に伴う業務引継等」や「契約終了時の施設の確認」などを契約書に定める。
事業の実施（3～5年程度）	3.3.4 業務の実施 p. 156	● サービスの履行が契約に従い適性かつ確実に実施されているかを確認するために、業務の監視（モニタリング）を行う。	☐ モニタリング方法と項目を決定する。 ☐ モニタリング（日常、定期、随時）を実施する。 ☐ モニタリング結果に基づいて事業実施状況の評価を行う。
	3.3.5 契約の終了 p. 157	● 契約の終了日までに次期受注者を選定し、業務の引継ぎを行う。	☐ 履行期間終了に伴う業務引継等を行う。 ☐ 契約終了時の施設の確認を行う。

ページ番号は『工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（令和3年7月）』におけるページを指す。

©経済産業省, 2021